

## 第8回 大阪市同和問題に関する有識者会議 会議録（要旨）

1 開催日 平成31年3月25日（月） 午後2時～4時

2 開催場所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室

3 出席者

（委員）

坂元 茂樹 委員（座長）	中尾 由喜雄 委員（座長代理）
赤井 隆史 委員	石元 清英 委員
神原 文子 委員	谷口 正暁 委員
西田 芳正 委員	畑田 幸信 委員
牧里 每治 委員	松井 修視 委員

（大阪市）

田丸 市民局理事  
山本 市民局ダイバーシティ推進室長  
森 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長  
古武 市民局ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長  
藤田 大阪市人権啓発・相談センター所長  
堀田 市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長

ほか

4 議題

1. 人権相談・啓発事業について
2. LGBTなどの性的少数者に配慮した取組みについて
3. その他

5 議事要旨

1. 人権相談・啓発事業について

資料1-1、1-2に基づき、人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組み、および人権啓発の取組みについて説明を行った。

### 【委員からの意見】

- ・課題別相談内容の表について、総件数の4,315件で割って構成比を出しているが、実相談件数の2,805件で割って構成比を出した方がいいのではないか。
- ・LGBTに関する相談というのは145件あり、全体で7番目になるので、その他に入れずに、項を立てた方がいいのではないか。

### 【大阪市説明】

- ・LGBTについては、31年度からは新たな項を立てることを考えている。
- ・4,315件で割るのではなくて2,805件で割ると、100%を超える。

### 【委員からの意見】

- ・100%を超えると、1件の相談で2つの項目以上のことを相談された人が多いなどとい

うことがわかる。

**【委員からの意見】**

- ・人権啓発・相談センターに寄せられた人権相談についての集約は、各区役所における人権相談の件数は含まれているのか。各地域人権協会の人権相談事業（住吉と西成の隣保館等）の集約はしているのか。大阪府の人権協会の人権相談事業の集約状況はどうなっているのか。

**【大阪市の説明】**

- ・人権啓発・相談センターにおける相談なので、区役所、各地域人権協会、府人権協会の分は含まれていない。

**【委員からの意見】**

- ・大阪市内唯一の隣保館機能を持っている人権啓発・相談センターであればそれぞれの地域で取り込まれている相談事業も集約すべきではないか。

**【委員からの意見】**

- ・課題別相談内容の同和問題について、説明のあった事例では差別事象であるかどうかの判断はできないのではないかと。大阪市としての差別事象に対する判断基準があれば示してほしい。

**【大阪市の説明】**

- ・人権啓発・相談センターとしては、過去からの経験や専門相談員の知識などを照らし合わせて判断している。

**【委員からの意見】**

- ・人権啓発相談センターの専門相談員の方について、どんな資格を持っているのか。
- ・それ相応の待遇がなされているのか。
- ・人権啓発・相談センターで相談に応じて、どこまで対応しているのか。

**【大阪市の説明】**

- ・相談するにあたって、相手の立場に立って傾聴できるというコミュニケーション力があるという資格。複数人の相談体制をしいているので、すべての相談員が資格を持っていないといけないということではない。
- ・年間約3,600万円の委託事業で、人件費や運営費も含まれており、12人体制でローテを組みながら対応されている。
- ・人権侵害については、法務局が権限を持っているので、法務局へつないでいる。また、明らかに差別的なことをするというのであれば、区役所と共にやめるようにその人を説得するという事例はある。

**【委員からの意見】**

- ・相談を自治体がするうえで認知度は重要なデータだと思うが、この中の家族・友人を除くというのは何を意味しているのか。
- ・市政モニターと一般市民を対象にした調査ではどれくらい乖離があるのか。

**【大阪市の説明】**

- ・家族・友人を除くという表現は、家族や友人に相談するのは除くということである。人権相談をしたいと思った時に、人権啓発・相談センターを知っているから選んだということを認知度と考えている。

- ・ 市政モニターは公募で、市政に対して意識が高い方が選ばれる可能性が高いが、認知度については市民意識調査とあまり変わらない。

#### 【委員からの意見】

- ・ 人権啓発推進員に対する同和問題をテーマとする研修、企業への同和問題をテーマとする研修、管理者層向けの研修について内容を教えてほしい。
- ・ キャッチコピー等作品募集の同和問題に関する入賞作品だが、これを同和問題として取り上げることに違和感がある。誤解を生みかねない。

#### 【大阪市の説明】

- ・ 17 のカテゴリーから、応募者が同和問題として応募している。

#### 【委員からの意見】

- ・ インターネットの書き込みで人権侵害を受けているというものであれば、国も重要視しているので、LGBT と同じように独立の項目としてあげるよう検討をお願いします。

## 2 LGBT などの性的少数者に配慮した取組みについて

資料 2-1、2-2 に基づき、大阪市パートナーシップ宣誓制度及び大阪市 LGBT リーディングカンパニー認証制度について説明を行った。

#### 【委員からの意見】

- ・ パートナーシップの宣誓をできる人というのは、周囲にカミングアウトをしている人たちで、周囲の無理解、誤解や偏見が根強くてなかなかカミングアウトできない人も結構いると思う。
- ・ 教育啓発というのが重要な課題になってくる。

#### 【大阪市の説明】

- ・ 一般市民への啓発については、平成 29 年から全市的に取り組んでいる。そういうことによって、社会の雰囲気や考え方を変えていきたいと考えてる。
- ・ パートナーシップ宣誓制度では、宣誓の場所も人権啓発・相談センターのブースを使うなど、なるべく周囲に知られないような配慮をしている。
- ・ 若年層への啓発として教育委員会と連携して取り組みを進めており、DVD を作成して各学校へ配付している。

#### 【委員からの意見】

- ・ 受領証の効果として、病院や民間の賃貸住宅はどうなっているのか。

#### 【大阪市の説明】

- ・ 市立の病院はこれまでから柔軟な対応をしているが、民間の病院については、受領証には法的根拠はないが、受領証の裏にこの受領証の提示を受けられた方へと、メッセージを書いて趣旨の理解をお願いしている。
- ・ 民間住宅については、入居拒否を防ぐということで国の法律に基づき大阪府が主となった取組みの中で、様々な差別をせずに入れられるという事業者を登録する取組みをやっている。

#### 【委員からの意見】

- ・ 大阪市としてこういう取組みを先行してやっているが、どういうことがあってこのようなことをやるようになったのか。

**【大阪市の説明】**

- ・大阪市では平成 25 年からいくつかの区でこういった取り組みをはじめ、当事者の声などを聴き取り組んでいかなければならない問題であるということで、少しずつひろがってきた。
- ・平成 31 年 1 月中旬から国立社会保障人口問題研究所に協力し、市民 15,000 人を対象に性的少数者に関する実態調査を行い、現在集計中である。

**【委員からの意見】**

- ・LGBT という呼び方はかなり認知されてきたかと思うが、SOGI の使い方を今後検討してもらいたい。

**【大阪市の説明】**

- ・今のところ併用しているが、国際的な事情等も勘案して適切な文言を使っていきたい。

**【委員からの意見】**

- ・大阪市役所の内部は、評価基準 20 項目のうち何点か。

**【大阪市の説明】**

- ・1月に制度をスタートした時点においては、二つ星ぐらいと考えている。4月から職員における結婚休暇等の休暇制度もでき、引き続き上をめざしていきたい。

**【委員からの意見】**

- ・リーディングカンパニーの認証制度は企業にどんな形で周知しているのか。
- ・どういったメリットがあるのか。

**【大阪市の説明】**

- ・市内に企業 20 万事業所ぐらいあるが、大阪市企業人権推進協議会や大阪に本拠がある主要な経済団体にも説明し、団体の会報などで周知していただいている。
- ・認証を受けた場合のメリットとしては、「大阪市 LGBT リーディングカンパニー認証」を受けているということ、商品やインターネット等へ掲載できることや、市のホームページや各種広報媒体において、こういった事業者が認証を受けているというような情報発信をしていく。

### 3 その他

部落差別の解消の推進に関する法律第 6 条に基づく部落差別の実態に係る調査について、国からの要請により具体的な設問様式は出すことはできないと説明の上、別紙 3 により調査の概要について説明を行った。

**【委員からの意見】**

- ・調査の目的や 4 項目を選んだ理由まできちっと議論したうえで実施されるべきだと思うが、どうなのか。

**【大阪市の説明】**

- ・部落差別解消推進第 6 条は「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」と規定しており、法務省及び文部科学省からは、同条に基づき部落差別の実態を把握し、今後の施策に生かすため、都道府県及び都道府県教育委員会並びに市町村及び市町村教育委員会が、被害者や関係者等からの各種相談や関係機関からの報告を通じて把握

した差別事例について、調査を実施するとの説明があり、地方公共団体の方で把握していることを回答するとなっている。

**【委員からの意見】**

- ・回答するにあたって、こういう考え方で集約し国に報告するということを、この有識者会議で提案すべきではないか。

**【大阪市の説明】**

- ・すでに大阪府で把握している件数で回答することとしている。